



保発1115第1号  
平成23年11月15日

全国健康保険協会理事長 殿

厚生労働省保険局長

### 健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成23年政令第327号。以下「改正政令」という。）が平成23年10月21日に公布され、平成24年4月1日から施行されます。これに伴い、本日、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第135号。以下「改正省令」という。）が公布されるとともに、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う厚生労働省関係告示を廃止する件（平成23年厚生労働省告示第434号。以下「廃止告示」という。）が告示されたところです。

これらの改正等の趣旨及び主な内容は下記のとおりですので、運用に当たって、十分に留意の上、被保険者等への周知など適切に御対応いただくようお願い申し上げます。

#### 記

##### 第1 改正等の趣旨

改正政令により、従来の入院療養等に加え、外来療養についても、同一医療機関での同一月の窓口負担が高額療養費の自己負担限度額を超える場合は、患者が高額療養費を事後に申請して受給する手続きに代えて、保険者から医療機関に高額療養費を支給することで、窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめる取扱い（以下「現物給付化」という。）を導入する。

これに伴い、限度額適用認定証の様式の変更など、関係省令について所要の改正を行うとともに、関係の告示を廃止する。

## 第2 改正等の具体的内容

### 1 健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）の一部改正（改正省令第1条関係）

#### （1）現物給付化の対象医療機関の追加関係

改正政令により、被保険者等が保険薬局、指定訪問看護事業者などからも高額療養費の現物給付化を受けられることになったことから、所要の規定の整備を行う。

#### （2）様式の一部改正関係（様式第13号の2及び第14号関係）

改正政令により、被保険者等が保険医療機関等から外来療養等を受けた際の高額療養費について、現行の入院療養等と同様に、保険医療機関等に直接支払うことができるようになされたことなどから、様式について所要の改正を行う。

### 2 船員保険法施行規則（昭和15年厚生省令第5号）、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）の一部改正（改正省令第2条、第3条及び第4条関係）

船員保険法施行規則等について、上記1と同様の改正を行う。

### 3 施行期日

1、2については、平成24年4月1日から施行する。

### 4 健康保険法施行令第43条第1項第1号及び第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養（平成14年厚生労働省告示第292号）等の廃止（廃止告示関係）

健康保険法施行令第43条第1項第1号及び第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養、国民健康保険法施行令第29条の4第1項第1号及び第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養（平成14年厚生労働省告示第295号）、船員保険法施行令第10条第1項第1号及び第3号の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養（平成14年厚生労働省告示第296号）、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第16条第1項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養（平成20年厚生労働省告示第228号）について、平成24年3月31日限りで廃止する。

○厚生労働省令第百三十五号  
健康保険法施行規則等の一部を改正する政令(平成二十三年政令第三百二十七号)の施行に伴い、並びに関係法律及び関係政令の規定に基づき、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十一月十五日

厚生労働大臣 小宮山洋子  
健康保険法施行規則等の一部を改正する省  
令

(健康保険法施行規則の一部改正)

第一条 健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

第五十三条第一項中「診療所」の下に「第九十八条の二第七項、第百三条の二第五項及び第六項、第百五条第四項及び第五項並びに第六条第一項を除き、」を加える。  
第五十八条第二号中「第二号ハ」の下に「又は第三号ハ」を加え、同条第三号中「第二号ニ」の下に「又は第三号ニ」を加える。

第六十二条の三第一号中「第二号ハ」の下に「又は第三号ハ」を加え、同条第三号中「第二号ニ」の下に「又は第三号ニ」を加える。

第九十八条の二第七項中「保険医療機関等から令第四十三条第一項各号に掲げる療養」を「保険医療機関若しくは保険薬局若しくは法第六十三条第三項第一号に掲げる病院若しくは診療所若しくは薬局(第三条の二第五項及び第六項、第一百五条第四項及び第五項並びに第六项第一項において「保険医療機関等」と総称する)又は指定訪問看護事業者から療養(令第四十一条第一項第一号に規定する療養をいう。第百二条の二第五項、第百四条、第百五条第四項及び第一百六条において同じ)」に「同項又は同条第三項」を「令第四十三条第一項、第三項又は第四項」に改める。

第一百一条中「同号」を「令第四十一条第一項」に改める。  
第一百一条中「第四十二条第三項第三号」の下に「同条第四項第三号においてこれを引用する場合を含む」を加え、「同号」を「令第四十二条第三項又は第四項」に改める。



第九十条中「同号」を「令第八条第一項」に改める。

第九十一条中「第九条第三項第二号」の下に「(同条第四項第三号においてこれを引用する場合を含む。)」を加え、「同号」を「令第八条第三項第一号ハ」に改め、「第二号ハ」の下に「又は第三号ハ」を加える。

〔同条第四項第四号においてこれを引用する場合を含む。〕を加え「同号」を「令第八条第三項第三項又は第四項」に改め、「第二号ニ」の下に「又は第三号ニ」を加える。  
第九十三条第一項中「又は口」を「若しくは口」に改め、「の認定」の下に「又は同条第三項若しくは第四項の規定による協会の認定（令第九条第二項第一号又は第二号）に掲げる区分に該当する者に対する行為を行わるものに限る。」を加え、同条第三項第三号を次のよう改める。  
三 令第十条第一項第一号に掲げる者が令第九条第一項第一号に掲げる者に該当しなくなつたときは令第十条第一項第一号に掲げる区分に該当していることにつき認定を受けている者が当該区分に該当しなくなつたとき又は令第十条第三項若しくは第四項の規定により令第九条第二項第一号に掲げる区分に該当していることにつき認定を受けている者が当該区分に該当しなくなつたとき若しくは令第十条第一項第一号に掲げる者に該当しなくなつたとき又は令第十条第三項若しくは第四項の規定により令第九条第二項第一号に掲げる区分に該当していることにつき認定を受けている者が当該区分に該当しなくなつたとき。  
第九十三条第五項中「保険医療機関等」の下に「又は指定訪問看護事業者」を加え「（令第十九条第一項第一号に掲げる入院療養等に限る。）を削り「被保険者証」の下に「又は処方せん」を加え、同条第六項中「保険医療機関等」の下に「又は指定訪問看護事業者」を加える。  
第九十四条の見出し中「又は第二号口の入院療養等」を「第二号口又は第三号口の療養」に改め、同条中「若しくは口」の下に「第二号口又は第三号口」を加え「入院療養等を療養」に改め、「又は同項第二号口の厚生労働省令で定めるところにより算定した入院療養に要した費用の額」を削る。

第九十五条第一項中「又は第二号ハ若しくは二の規定による被保険者」を「第一号ハ若しくは二、第三号ハ若しくは三若しくは第四号ハの規定による協会」に改め、「の認定」の下に「又は同条第三項若しくは第四項の規定による協会の認定（令第九条第二項第三号に掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）」を加える。

第九十五条第一項第四号を次のように改めよ。

四 令第九条第一項第三号、第三項第二号若しくは第四号、第四項第三号若しくは第四号若しくは第五項第二号に掲げる者のいずれかに該当している旨又は同条第一項第三号に掲げる区分に該当している旨

第九十五条第四項中「保険医療機関等」の下に「又は指定訪問看護事業者」を加え、「令第十一条第一項各号に掲げる療養に限る。」を削り、「被保険者証」の下に「又は処方せん」を加え、同条第五項中「保険医療機関等」の下に「又は指定訪問看護事業者」を加え、同条第六項中「第九十三条第三項第四号」を「第九十三条第三項第三号」に、「場合に該当している旨の認定を受けている被保険者が同号に該当しなくなつたとき又は同号に掲げる場合に該当している旨の認定を受けている被保険者が同号」を「者が令第九条第一項第一号に掲げる者に該当しなくなつたとき若しくは令第十条第一項第一号に掲げる者が令第九条第一項第二号に掲げる区分に該当していることにつき認定を受けている者が該当区分に該当しなくなつたとき若しくは令第十条第三項若しくは第四項の規定により令第九条第二項第二号」に、「場合に該当している旨の認定を受けている被保険者が同号ハに掲げる場合に該当しなくなつたとき、同項第二号ハに掲げる場合に該当している旨の認定を受けている被保険者が同号二に掲げる場合に該当している旨の認定を受けている被保険者が同号二」を「者が令第九条第一項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十条第一項第一号ハに掲げる者が令第九条第三項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき若しくは令第十条第一項第一号ニに

掲げる者が令第九条第三項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十条第一項第三号ハに掲げる者が令第九条第四項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき若しくは令第十条第一項第三号に掲げる者が令第九条第四項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき若しくは令第十条第一項第四号ハに掲げる者が令第九条第五項に掲げる者に該当しなくなつたとき若しくは令第十条第一項第三号に掲げる者が令第十条第三項若しくは第四項の規定により令第九条第二項第三号に改める。

第九十六条の見出し中「第十条第四項」を「第十条第五項」に改め、同条中「第十条第四項」を「第十条第五項」に改め、「給付は」の下に「被保険者又は被扶養者が保険医療機関等から受ける療養については」を加え、同条に次の二項を加える。

2 令第十条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、被保険者又は被扶養者が指定訪問看護事業者から受ける療養については、次とのとおりとする。

一 障害者自立支援法第五十八条第一項の自立支援医療費、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費の支給

二 石綿による健康被害の救済に関する法律 第四条第一項の医療費の支給

三 前各号に掲げる医療に関する給付に準ずるものとして厚生労働大臣が定める医療に関する給付

第九十七条(見出しを含む)中「第十条第六項」を「第十条第七項」に改める。

第九十八条(見出しを含む)中「第十条第七項」を「第十条第八項」に改める。

機式第六号(裏面)中「入院に係る療養又は厚生労働大臣が定める在宅時医学総合管理、特定施設入院時等医学総合管理若しくは在宅未期医療総合診療(以下「入院療養等」という)を受ける場合は、入院療養等」を「療養」と、「保健医療機関等」の「又は指定訪問看護事業者」を加え、「入院療養等を受けるとき」を「療養を受けるとき」と「この場合」を「入院療養を受ける場合」と「第10条第1項第2号」を「第9条第1項第2号」と改む「同項第1号」の「又は同条第2項第1号」を削除する。

に今後 改入が向十九 をの第に某機 第九号入第入 場の上は二は改 正半

令第二十九条の四第一項第三号ハに掲げる者が令第二十九条の四第一項第四号ハに掲げる場合に該当しなくなつたとき、令第二十九条の四第一項第四号ハに掲げる者が令第二十九条の四第一項第四号ハに掲げる場合に該当しなくなつたとき又は令第二十九条の三第五項第三号に掲げる場合に該当しなくなつたとき若しくは令第二十九条の四第一項第四号ハに掲げる者が令第二十九条の三第五項第四号ハに掲げる場合に該当しなくなつたとき又は令第二十九条の四第一項第四号ハに掲げる者令第二十九条の三第五項第三号に掲げる場合に該当しなくなつたとき若しくは令第二十九条の三第六項第三号に掲げる場合に該当しなくなつたとき。

第二十七条の十四の四第五項中「保険医療機関等」を「保険医療機関等又は指定訪問看護事業者」に改め「令第二十九条の四第一項第一号又は第三号に掲げる」を削り「被保険者証」の下に「又は処方せん」を加える。

様式第一号の八(裏面)中「入院に係る療養又は厚生労働大臣が定める在宅時医学総合管理若しくは在宅未期医療総合診療」を「療養」に改む「保険医療機関等」のトヨ「又は指定訪問看護事業者」を元バ「入院をするとき又是在宅時医学総合管理若しくは在宅未期医療総合診療」を「療養」と改む、同様式の備考中「掲げる者である」を「該当する」に改める。

様式第一号の九(裏面)中「入院に係る療養又は厚生労働大臣が定める在宅時医学総合管理、特定施設入居時等医学総合管理若しくは在宅未期医療総合診療」を「療養」に改む「、保険医療機関等」のトヨ「又は指定訪問看護事業者」を元バ「保険医療機関等について入院をするとき又是在宅時医学総合管理、特定施設入居時等医学総合管理若しくは在宅未期医療総合診療」を「療養」に改む、同様式の備考中「掲げる者である」を「該当する」に改める。

(高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正)

**第四条** 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第二百一十九号)の第三十五条第一号中「第一号ハ」の下に「又は第二号ハ」を加え、同条第一号中「第一号ニ」の下に「第二号ニ又は第四号」を加える。

第四十一条第一号中「第一号ハ」の下に「又は第二号ハ」を加え、同条第二号中「第一号二」の下に「第一号二ニ又は第四号」を加える。  
第六十一条の「第八項中「保険医療機関から令第十六条第一項各号に掲げる療養」を「医療機関等(令第十六条第一項に規定する医療機関等)」から療養(令第十四条第一項第一号に規定する)」を加え、「同号」を「令第十四条第一項又は第一項」に改める。  
第六十五条中「第十五条第一項第四号」の下に「(同条第二項第三号においてこれを引用する場合を含む。)」を加え、「同号」を「令第十四条第一項又は第一項」に改める。  
第六十六条中「見出しを含む。」中「入院療養」を「療養」に改める。  
第六十七条第一項各号別記以外の部分中「第一項第一号ハ又は二」を「第十六条第一項第一号ハ若しくは二、第二号ハ若しくは二、第三号ハ又は第四号」に改め、同項第四号を次のように改める。  
四、令第十五条第一項第三号若しくは第四号、第二項第三号若しくは第四号若しくは第三項第三号に掲げる者のいずれかに該当している旨又は令第十四条第七項に該当している旨を第六十七条第三項第二号を次のように改める。  
二、令第十六条第一項第一号ハに掲げる者が令第十五条第一項第三号に掲げる者に該当しなくなったとき若しくは令第十六条第一項第一号ニに掲げる者が令第十五条第一項第四号に掲げる者に該当しなくなったとき若しくは令第十六条第一項第四号に掲げる者が令第十五条第一項第三号に掲げる者に該当しなくなったとき若しくは令第十六条第一項第三号に該当していない旨又は令第十四条第七項に該当することにつき限度額適用認定を受けている者が同項に該当しなくなつたとき。

施行期日

第六十七条第四項中「保険医療機関等たゞなし  
第十六条第一項各号に掲げる」を「医療機関等  
について」に改め「被保険者訃」の下に「又は  
処方せん」を加え「当該保険医療機関等」を「当  
該医療機関等」に改め、同条第五項中「保険医  
療機関等」を「医療機関等」に改める。  
様式第六項(裏面)中「入院に係る療養又は  
厚生労働大臣が定める在宅時医学総合管理、特  
定施設入居時等医学総合管理若しくは在宅末期  
医療総合診療」及び「入院の際又は在宅時医学  
総合管理、特定施設入居時等医学総合管理若し  
くは在宅未期医療総合診療」又は「療養」又は「保  
険医療機関等」又は「医療機関等」又は「保険医療  
機関等にについて入院をするとき又は在宅時医学  
総合管理、特定施設入居時総合管理若しくは在  
宅末期医療総合診療」又は「療養」に改める。

(健康保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

**第二条** 第一条の規定による改正前の健康保険法施行規則の様式による書類は、当分の間、同条の規定による改正後の健康保険法施行規則の様式によるものとみなす。  
(船員保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

**第三条** 第二条の規定による改正前の船員保険法施行規則の様式による書類は、当分の間、同条の規定による改正後の船員保険法施行規則の様式によるものとみなす。  
(国民健康保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

**第四条** 第三条の規定による改正前の国民健康保険法施行規則の様式による書類は、当分の間、同条の規定による改正後の国民健康保険法施行規則の様式によるものとみなす。  
(高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

**第五条** 第四条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の様式による書類は、当分の間、同条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の様式によるものとみなす。



保発1115第2号  
平成23年11月15日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局長

### 健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成23年政令第327号。以下「改正政令」という。）が平成23年10月21日に公布され、平成24年4月1日から施行されます。これに伴い、本日、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第135号。以下「改正省令」という。）が公布されるとともに、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う厚生労働省関係告示を廃止する件（平成23年厚生労働省告示第434号。以下「廃止告示」という。）が告示されたところです。

これらの改正等の趣旨及び主な内容は下記のとおりですので、運用に当たって、十分に留意の上、被保険者等への周知など適切に御対応いただくようお願い申し上げます。

#### 記

##### 第1 改正等の趣旨

改正政令により、従来の入院療養等に加え、外来療養についても、同一医療機関での同一月の窓口負担が高額療養費の自己負担限度額を超える場合は、患者が高額療養費を事後に申請して受給する手続きに代えて、保険者から医療機関に高額療養費を支給することで、窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめる取扱い（以下「現物給付化」という。）を導入する。

これに伴い、限度額適用認定証の様式の変更など、関係省令について所要の改正を行うとともに、関係の告示を廃止する。

## 第2 改正等の具体的な内容

### 1 健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）の一部改正（改正省令第1条関係）

#### （1）現物給付化の対象医療機関の追加関係

改正政令により、被保険者等が保険薬局、指定訪問看護事業者などからも高額療養費の現物給付化を受けられることになったことから、所要の規定の整備を行う。

#### （2）様式の一部改正関係（様式第13号の2及び第14号関係）

改正政令により、被保険者等が保険医療機関等から外来療養等を受けた際の高額療養費について、現行の入院療養等と同様に、保険医療機関等に直接支払うことができるようになされたことなどから、様式について所要の改正を行う。

### 2 船員保険法施行規則（昭和15年厚生省令第5号）、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）の一部改正（改正省令第2条、第3条及び第4条関係）

船員保険法施行規則等について、上記1と同様の改正を行う。

### 3 施行期日

1、2については、平成24年4月1日から施行する。

### 4 健康保険法施行令第43条第1項第1号及び第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養（平成14年厚生労働省告示第292号）等の廃止（廃止告示関係）

健康保険法施行令第43条第1項第1号及び第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養、国民健康保険法施行令第29条の4第1項第1号及び第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養（平成14年厚生労働省告示第295号）、船員保険法施行令第10条第1項第1号及び第3号の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養（平成14年厚生労働省告示第296号）、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第16条第1項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養（平成20年厚生労働省告示第228号）について、平成24年3月31日限りで廃止する。

○厚生労働省令第百三十五号

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百一十七号）の施行に伴い、並びに関係法律及び関係政令の規定に基づき、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十一月十五日

厚生労働大臣 小宮山洋子

健康保険法施行規則等の一部を改正する省

令（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のようにより改正する。

第五十三条第一項中「診療所」の下に「第九十八条の二第七項 第百三条の二第五項及び第六項、第一百五条第四項及び第五項並びに第六条第一項を除き」を加える。

第五十八条第二号中「第二号ハ」の下に「又は第三号ハ」を加え、同条第三号中「第二号ニ」の下に「又は第三号ニ」を加える。

第五十二条の三第二号中「第二号ハ」の下に「又は第三号ハ」を加え、同条第三号中「第二号ニ」の下に「又は第三号ニ」を加える。

第九十八条の二第七項中「保険医療機関等か

ら令第四十三条第一項名号に掲げる療養」を「保

険医療機関若しくは保険薬局若しくは法第六十

三条第三項第一号に掲げる病院若しくは診療所

若しくは薬局（第百三条の二第五項及び第六項、

第一百五条第四項及び第五項並びに第一百六条第一

項において「保険医療機関等」と総称する）又

は指定訪問看護事業者から療養（令第四十一条

第一項第一号に規定する療養をいう。第百三条の二第五項、第一百四条、第一百五条第四項及び第一百六条において同じ。）に、「同項又は同条第三項」を「令第四十三条第一項、第三項又は第四項」に改める。

第一百一条中「同号」を「令第四十一条第一項」に改める。

第一百一条中「第四十二条第三項第三号」の下に「（同条第四項第三号においてこれを引用する場合を含む。）」を加え、「同号」を「令第四十一条第三項又は第四項」に改める。

四 令第四十二条第一項第三号、第二項第三号若しくは第四号、第四項第三号若しくは第五項第二号に掲げる者は、  
第三号に掲げる区分に該当している旨又は同条第六項中  
「又は指定訪問看護事業者」を加え、「令第四十三条第一項各号に掲げる療養に限る。」を削  
り、「被保険者証」の下に「又は処方せん」を加え、同条第五項中「保険医療機関等」の下に「又  
は指定訪問看護事業者」を加え、同条第六項中  
「場合に該当している旨の認定を受けている被  
保険者が同号イに掲げる場合に該当しなくなつ  
たとき又は同号ロに掲げる場合に該当している  
旨の認定を受けている被保険者が同号ロを者  
が令第四十二条第一項第一号に掲げる者に該当  
しなくなつたとき若しくは令第四十三条第一項  
第一号ロに掲げる者が令第四十二条第一項第二  
号に掲げる者に該当しなくなつたとき又は令第  
四十三条第三項若しくは第四項の規定により令第四十  
二条第二項第二号に「場合に該当している旨  
の認定を受けている被保険者が同号ハに掲げる  
場合に該当しなくなつたとき、同項第二号ハに  
掲げる場合に該当している旨の認定を受けてい  
る被保険者が同号ハに掲げる場合に該当しなく  
なつたとき又は同号ニに掲げる場合に該当して  
いる旨の認定を受けている被保険者が同号二  
を「者が令第四十二条第一項第三号に掲げる者  
に該当しなくなつたとき、令第四十三条第一項  
第二号ハに掲げる者が令第四十二条第三項第三  
号に掲げる者に該当しなくなつたとき若しくは  
令第四十三条第一項第一号ニに掲げる者が令第  
四十二条第三項第四号に掲げる者に該当しな  
なつたとき、令第四十三条第一項第三号ハに掲  
げる者が令第四十二条第四項第三号に掲げる者  
に該当しなくなつたとき若しくは令第四十三条  
第一項第三号ニに掲げる者が令第四十二条第四  
項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき若  
しくは令第四十三条第一項第四号ハに掲げる者  
が令第四十二条第五項第三号に掲げる者に該当  
しなくなつたとき又は令第四十三条第三項若し  
くは第四項の規定により令第四十二条第二項第  
三号」に改める。

<b>受けようとする者</b> <b>十三条第一項第一号イ</b>	<b>例被保険 であつた 扶養者</b> <b>を</b>	<b>令第四十三条第一項 第一号イ若しくはロ</b>	<b>受けようとする者</b> <b>者を含む</b> 又はその被 保険者
<b>うとする日雇特例被保険 者を含む</b> 又はその被 保険者	<b>うとする日雇特例被保険 者を含む</b> 又はその被 保険者	<b>令第四 十三条第一項 第一号イ若しくはロ</b>	<b>受けようとする者</b> <b>者を含む</b> 又はその被 保険者

を認めていた者が当該区分に該当しなくなつたときは、(略)  
じやがては令第四十三条第三項若しくは第四項の規定により令第四十一條第一項第一号に掲げる区分に該当していることにつき認定を受けている者が当該区分に該当しなくなつたとき)に改め、同項下欄中「該当しなくなったとき」を「又は令第四十三条第三項若しくは第四項の規定により令第四十一條第一項第一号に掲げる区分に該当している」としてつき認定を受けてくる者が当該区分に該当しなくなつたとき」と改めた。

**第二条** 船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。  
第四十二条第一項中「診療所」の下に「第八十七条第七項第九十三条第五項及び第六項、第九十五条第四項及び第五項並びに第九十六条第一項を除き」を加える。

第八十七条第七項中「保険医療機関等から合機関若しくは保険薬局若しくは診療所若しくは病院若しくは治療所及び第六項、第九十三条第五項及び第五項並びに第九十六条第一項において「保険医療機関等」と総称する。又は指定訪問看護事業者から療養（令第八条第一項第一号に規定する療養をいう。第九十三条第五項第九十四条、第九十五条第四項及び第九十六条において同じ。）に「同項又は同条第三項を「令第十条第一項、第三項又は第四項」に改める。



第二十七条の十四の一第四項第一号を次のように改める。

第二十七条の十四の二第七項中「保険医療機関」を「保険医療機関等又は指定訪問看護事業者」に、令第二十九条の四第一項第一号に掲げる入院療養等」を「療養」に改め「被保険者証の下に「又は処方せん」を加える。  
第二十七条の十四の三の見出し中「又は第一号口の入院療養等」を「第二号イ若しくはロ」、第三号口又は第四号ロの「療養」に改め、同条中「若しくはロ」の下に「第二号イ若しくはロ」、第三号ロ又は第四号ロ」を加え「入院療養等」を「療養」に改め「又は第二号口に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した入院療養に要した費用の額」を削る。  
第二十七条の十四の四の見出し中「第二十九条の四第一項第二号ハ又はニ」を「第二十九条の四第一項第三号ハ若しくは三、第四号ハ若しくはニ又は第五号ハ」に改め、同条第一項中「第二十九条の四第一項第一号ハ又はニ」を「第二十九条の四第一項第三号ハ若しくはニ、第四号ハ若しくはニ又は第五号ハ」に改め、同項第三号を次のように改める。  
三 令第二十九条の三第四項第二号若しくは四号、第五項第三号若しくは第四号又は第六項第三号に掲げる場合に該当しなくなつたときは若しくは当している旨

又は厚生労働大臣が定める在宅時医学総合管理若しくは在宅期医療総合診療」又は「保険医療機関等」の下に「療養」とある者である」を「該当する」と改めた。  
趣意解釈一九(裏面)中「入院に係る療養又は厚生労働大臣が定める在宅時医学総合管理、特定施設入居時等医学総合管理若しくは在宅期医療総合診療」及び「入院の際又は在宅時医学総合管理、特定施設入居時等医学総合管理若しくは在宅期医療総合診療」又は「療養」とある者である」を「該当する」と改めた。

(高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正)

**第四条** 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第二百一十九号)の第三十五条第一号中「第一号ハ」の下に「又は第一号ハ」を加え、同条第一号中「第一号」の下に「第一号」又は第四号を加える。

令第二十九条の四第一項第三号ニに掲げる場合に該当しなかつたとき、令第二十九条の三第四項第四号に掲げる者が令第二十九条の三第五項第三号に掲げる場合に該当しなかつたとき、令第二十九条の四第一項第四号ハに掲げる者が令第二十九条の三第五項第四号に掲げる場合に該当しなかつたとき又は令第二十九条の四第一項第五号ハに掲げる者が令第二十九条の三第六項第三号に掲げる場合に該当しなかつたとき。

第十七条の十四の四第五項中「保険医療機関」を「保険医療機関等又は指定訪問看護事業者」に改め、「令第二十九条の四第一項第二号又は第三号に掲げる」を削り、「被保険者証」の下に「又は処方せん」を加える。

様式第一号の八（裏面）中、「入院に係る療養費」

第四十条第一号中「第一号ハ」の下に「又  
第二号ハ」を加え、同条第二号中「第  
二号ニ又は第四号」を加える。  
の下に「マ「第二号ニ又は第四号」を加える。  
第六十条の二第八項中「保険医療機関か  
令第十六条第一項各号に掲げる療養」を「医  
療機関等」令第十六条第一項に規定する医療機  
等をいう。第六十七条第四項及び第五項にお  
て同じくから療養(令第十四条第一項第一号  
規定する療養をいう。第六十六条及び第六十  
一条第四項において同じ。)に、「同項」を「令  
十六条第一項」に改める。  
第六四条中「第十五条第一項第三号」の  
に「(同条第二項第三号においてこれを引用す  
場合を含む。)」を加え、「同号」を「令第十四  
条第一項又は第二項」に改める。  
第六十五条中「第十五条第一項第四号」の  
に「(同条第二項第四号においてこれを引用す  
場合を含む。)」を加え、「同号」を「令第十四  
条第一項又は第二項」に改める。

施行期日

(施行期日)  
二〇〇〇年五月一日

宋史卷一百一十五

総合管理、特定施設入居時総合管理署へくは右  
六十日以内に該病院「審査」の終了。

機関等について入院をするとき又は在宅時医学

「保險醫療機關等」及「醫療機關等」之類。

総合管理、特定施設入居時等医学総合管理若しくは在宅長期医療総合診療」又「療養」「保

「医療総合診療」或る「入院の際又は在宅時医学

厚生労働大臣が定める江戸川区の規則に依る。但し、一定施設入居時等医学総合管理若しくは在宅末期

医学部五部（歯科）を大院に係る機関又は  
同上

「療機関等」を「医療機関等」に改める。

該医療機関等」に改め、同条第五項中「保険医

について、に改め、「被保険者証」の下に「又は  
廻せんを加え、「当該保険医療機関等」を「當

第十六条第一項各号に掲げる」を「医療機関等」

第六十七條第四項中「保険医療機関等から令

理若しくは在宅未期医療総合診療や「療養訪問看護事業者」や「保険医療機関等」について入院をするときは在老時医学総合管理、特定施設入居時等医学総合管理若しくは在宅未期医療総合診療」や「療養」に沿う一回様式の備考栏、「掲げる者である」や「該当する」と改める。

(高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正)

**第四条** 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の

第六十七条第一項各号列記以外の部分中「第十六条第一項第一号ハ又はニ」を「第十六条第一項第一号ハ若しくはニ、第二号ハ若しくはニ、第三号ハ又は第四号」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 令第十五条第一項第三号若しくは第四号、第二項第三号若しくは第四号若しくは第三項第三号に掲げる者のいずれかに該当している旨又は令第十四条第七項に該当している旨

第六十七条第三項第一号を次のように改め

**第二条** 第一条の規定による改正前の健康保険法施行規則の様式による書類は、当分の間、同条の規定による改正後の健康保険法施行規則の様式によるものとみなす。  
**(船員保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置)**

**第三条** 第一条の規定による改正前の船員保険法施行規則の様式による書類は、当分の間、同条の規定による改正後の健康保険法施行規則の様式によるものとみなす。

**第二条** 第一条の規定による改正前の健康保険法施行規則の様式による書類は、当分の間、同条の規定による改正後の健康保険法施行規則の様式によるものとみなす。  
**(船員保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置)**

**第三条** 第一条の規定による改正前の船員保険法施行規則の様式による書類は、当分の間、同条の規定による改正後の健康保険法施行規則の様式によるものとみなす。

の規定による改正後の船員保険法施行規則の様式によるものとみなす。

三 令第二十九条の三第四項第三号若しくは第四号、第五項第三号若しくは第四号又は第六項第三号に掲げる場合のいずれかに該当してゐる旨

## 第四条 高齢者の医療の確保に関する法律施行規 一部改正)

当ひなくないたとき若しくは令第十六条第一項第二号ニに掲げる者が令第十五条规定の様式によるものとみなす。



保発1115第3号  
平成23年11月15日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長

### 健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成23年政令第327号。以下「改正政令」という。）が平成23年10月21日に公布され、平成24年4月1日から施行されます。これに伴い、本日、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第135号。以下「改正省令」という。）が公布されるとともに、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う厚生労働省関係告示を廃止する件（平成23年厚生労働省告示第434号。以下「廃止告示」という。）が告示されたところです。

これらの改正等の趣旨及び主な内容は下記のとおりですので、運用に当たって、十分に留意の上、貴都道府県内の市町村（特別区を含む。）、国民健康保険組合、後期高齢者医療広域連合等への周知など適切に御対応いただくようお願い申し上げます。

#### 記

##### 第1 改正等の趣旨

改正政令により、従来の入院療養等に加え、外来療養についても、同一医療機関での同一月の窓口負担が高額療養費の自己負担限度額を超える場合は、患者が高額療養費を事後に申請して受給する手続きに代えて、保険者から医療機関等に高額療養費を支給することで、窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめる取扱い（以下「現物給付化」という。）を導入する。

これに伴い、限度額適用認定証の様式の変更など、関係省令について所要の改正を行うとともに、関係の告示を廃止する。

## 第2 改正等の具体的な内容

### 1 健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）の一部改正（改正省令第1条関係）

#### （1）現物給付化の対象医療機関の追加関係

改正政令により、被保険者等が保険薬局、指定訪問看護事業者等からも高額療養費の現物給付化を受けられることになったことから、所要の規定の整備を行う。

#### （2）様式の一部改正関係（様式第13号の2及び第14号関係）

改正政令により、被保険者等が保険医療機関等から外来療養等を受けた際の高額療養費について、現行の入院療養等と同様に、保険医療機関等に直接支払うことができるようになされたことなどから、様式について所要の改正を行う。

### 2 船員保険法施行規則（昭和15年厚生省令第5号）、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）の一部改正（改正省令第2条、第3条及び第4条関係）

船員保険法施行規則等について、上記1と同様の改正を行う。

### 3 施行期日

1、2については、平成24年4月1日から施行する。

### 4 健康保険法施行令第43条第1項第1号及び第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養（平成14年厚生労働省告示第292号）等の廃止（廃止告示関係）

健康保険法施行令第43条第1項第1号及び第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養、国民健康保険法施行令第29条の4第1項第1号及び第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養（平成14年厚生労働省告示第295号）、船員保険法施行令第10条第1項第1号及び第3号の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養（平成14年厚生労働省告示第296号）、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第16条第1項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養（平成20年厚生労働省告示第228号）について、平成24年3月31日限りで廃止する。

保発1115第4号  
平成23年11月15日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省保険局長  
(公印省略)

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について

標記について、別添のとおり、健康保険組合理事長あて通知したので、その指導に当たっては、よろしくお取りはからい願いたい。



保発1115第2号  
平成23年11月15日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局長

### 健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成23年政令第327号。以下「改正政令」という。）が平成23年10月21日に公布され、平成24年4月1日から施行されます。これに伴い、本日、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第135号。以下「改正省令」という。）が公布されるとともに、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う厚生労働省関係告示を廃止する件（平成23年厚生労働省告示第434号。以下「廃止告示」という。）が告示されたところです。

これらの改正等の趣旨及び主な内容は下記のとおりですので、運用に当たつて、十分に留意の上、被保険者等への周知など適切に御対応いただくようお願い申し上げます。

#### 記

##### 第1 改正等の趣旨

改正政令により、従来の入院療養等に加え、外来療養についても、同一医療機関での同一月の窓口負担が高額療養費の自己負担限度額を超える場合は、患者が高額療養費を事後に申請して受給する手続きに代えて、保険者から医療機関に高額療養費を支給することで、窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめる取扱い（以下「現物給付化」という。）を導入する。

これに伴い、限度額適用認定証の様式の変更など、関係省令について所要の改正を行うとともに、関係の告示を廃止する。

## 第2 改正等の具体的内容

### 1 健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）の一部改正（改正省令第1条関係）

#### （1）現物給付化の対象医療機関の追加関係

改正政令により、被保険者等が保険薬局、指定訪問看護事業者などからも高額療養費の現物給付化を受けられることになったことから、所要の規定の整備を行う。

#### （2）様式の一部改正関係（様式第13号の2及び第14号関係）

改正政令により、被保険者等が保険医療機関等から外来療養等を受けた際の高額療養費について、現行の入院療養等と同様に、保険医療機関等に直接支払うことができるようになされたことなどから、様式について所要の改正を行う。

### 2 船員保険法施行規則（昭和15年厚生省令第5号）、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）の一部改正（改正省令第2条、第3条及び第4条関係）

船員保険法施行規則等について、上記1と同様の改正を行う。

### 3 施行期日

1、2については、平成24年4月1日から施行する。

### 4 健康保険法施行令第43条第1項第1号及び第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養（平成14年厚生労働省告示第292号）等の廃止（廃止告示関係）

健康保険法施行令第43条第1項第1号及び第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養、国民健康保険法施行令第29条の4第1項第1号及び第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養（平成14年厚生労働省告示第295号）、船員保険法施行令第10条第1項第1号及び第3号の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養（平成14年厚生労働省告示第296号）、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第16条第1項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養（平成20年厚生労働省告示第228号）について、平成24年3月31日限りで廃止する。